

第1章 はじめに

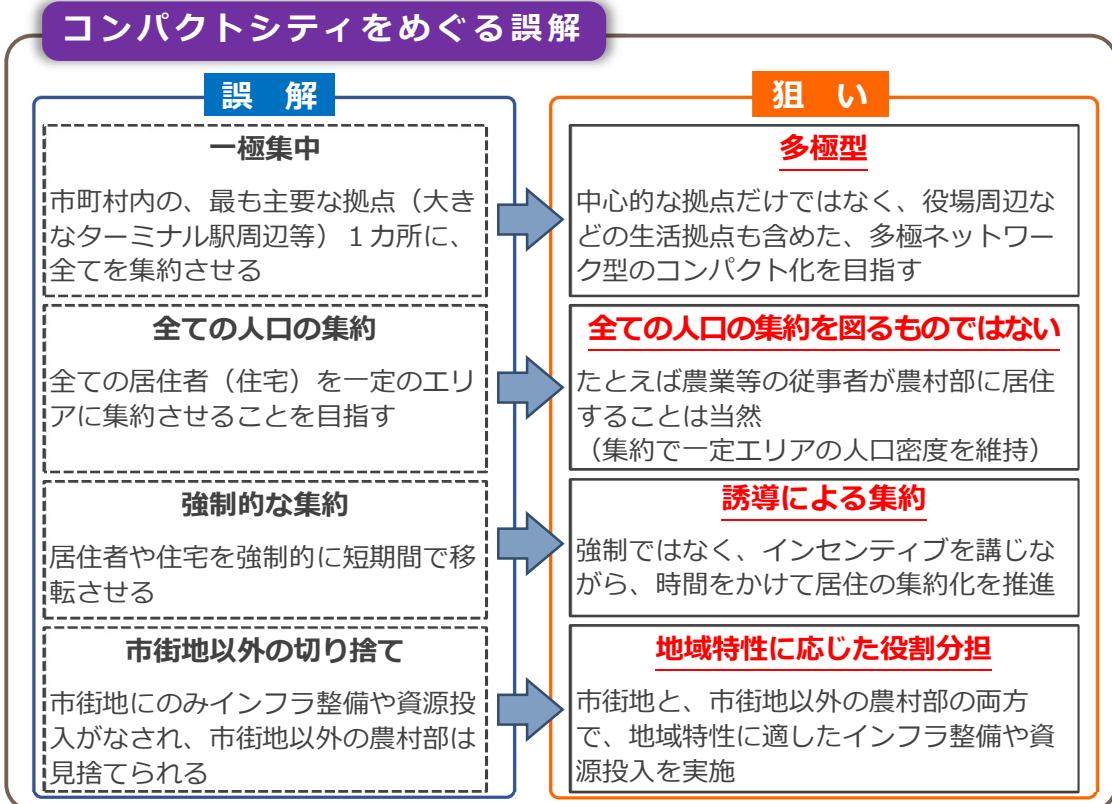
1-1. 立地適正化計画について

(1) 明和町における立地適正化計画の意義

人口減少と高齢化が進む中、従来のスプロール型開発では、生活サービスの維持が困難となり、住民の利便性や安全性が低下する恐れがあります。

明和町では、「コンパクトシティ」の理念に基づき、「明和町立地適正化計画」を策定することとしました。「コンパクトシティ」とは、医療・福祉・商業などの都市機能と居住を集約し、効率的なサービス提供と移動の利便性を確保する都市構造を目指す考え方です。明和町では、町役場や近鉄山田線の駅周辺など、公共交通でアクセスしやすいエリアに機能を集約することで、高齢者や子育て世代が安心して暮らせる環境を整えます。

「コンパクトシティ」の考え方は、単なる特定地域への集約ではなく、市街地以外の地域や地域資源の活用を尊重しながら役割分担を明確にするものです。また、防災の観点においても、災害リスクを減らし、防災インフラ整備や安全確保につながります。歴史や文化資源を活かしながら、持続可能で安心できる暮らしを守るため、「明和町立地適正化計画」は重要な役割を果たします。



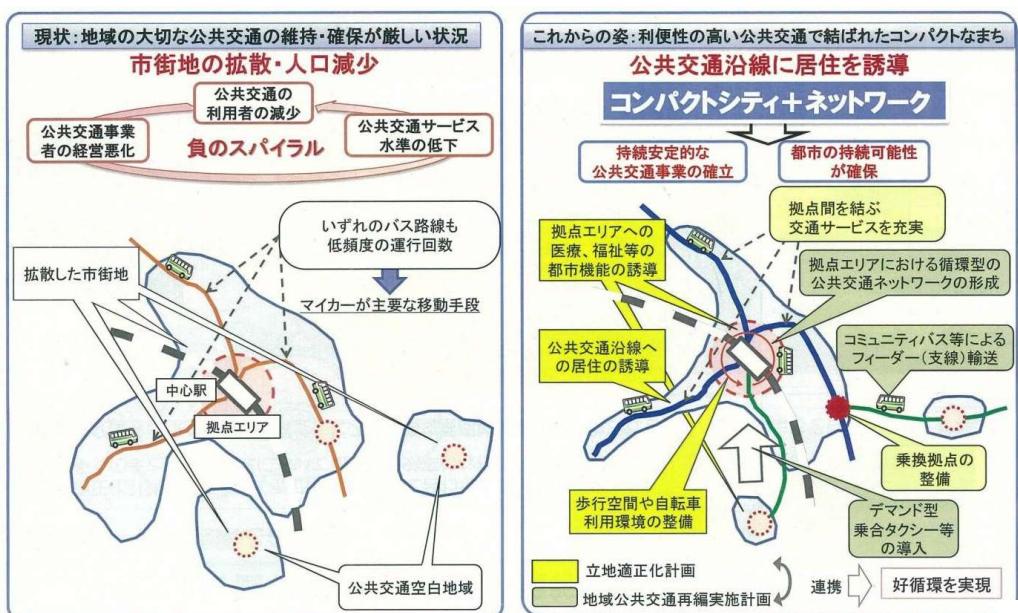
出典：コンパクトシティの形成に向けて（国土交通省）を基に一部加工

(2) 都市再生特別措置法改正の背景

多くの地方都市では、これまで人口の増加やモータリゼーションの進展を背景に市街地の拡散や拡大の一途をたどってきましたが、今後は急激な人口減少や少子高齢化の進行が見込まれています。居住地が低密度化すれば、医療・福祉・商業等の生活サービス（都市機能）の提供が困難になるなど、日常生活の維持に影響を及ぼすことが考えられます。

このような中で、今後の都市づくりは、人口減少や少子高齢化を背景とし、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現することや若年層にも魅力的なまちにすること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることなどを推進していく必要があります。これらを実現するためには、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト＋ネットワーク』の考え方に基づいて進めていく必要があります。

こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となって都市づくりに取り組むため平成26(2014)年8月に都市再生特別措置法が改正され、居住や都市機能の緩やかな誘導など具体的な施策を推進するために「立地適正化計画」が制度化されました。



出典：国土交通省資料

図1-1 「コンパクト＋ネットワーク」のイメージ

(3) 立地適正化計画に定める事項

立地適正化計画では、次に掲げる事項を記載します。

【計画の対象区域】

都市全体を見渡す観点から都市計画区域全体を計画の対象区域とすることが基本となります。

【基本方針】

まちづくりの目標、目指すべき都市の将来像について定め、その実現のための主要課題を整理し、一定の人口密度の維持や、生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現するうえでの基本的な方向性を定めます。

【防災指針】

都市における災害リスク分析と課題の抽出、防災・減災対策の取組内容等を示します。

【居住誘導区域】

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

【都市機能誘導区域】

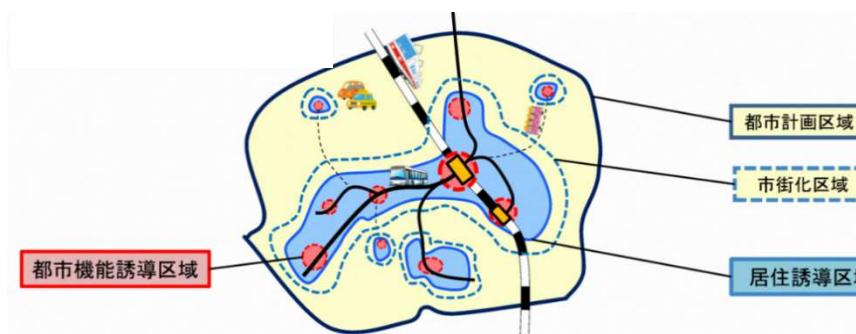
医療・福祉・商業等の都市機能を、都市の拠点に誘導して集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で、原則として居住誘導区域内に定めます。

【誘導施設】

都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を指し、当該区域に必要となる施設を誘導施設として設定します。

【誘導施策】

居住や都市機能を誘導するための施策を設定します。



出典：立地適正化計画策定の手引き(国土交通省)

図1-2 立地適正化計画制度のイメージ

1-2. 明和町の地勢

(1) 位置・地勢

三重県のほぼ中央部である伊勢平野の南部に位置し、東は大堀川を境として伊勢市に、西は松阪市、南は玉城町、多気町に接し、北は伊勢湾に面し、延長約 7.5km の海岸線を有しています。

南部の多気町、玉城町との境近くは標高 40～70m の丘陵地帯、中央部から北部にかけては平坦な平野であり、西から櫛田川の分流である祓川、中央部を 笹笛川、伊勢市との境を大堀川が南北に貫流し、伊勢湾に流れています。この河川に沿う地域は、水田地域であり、良質米の生産地域となっています。

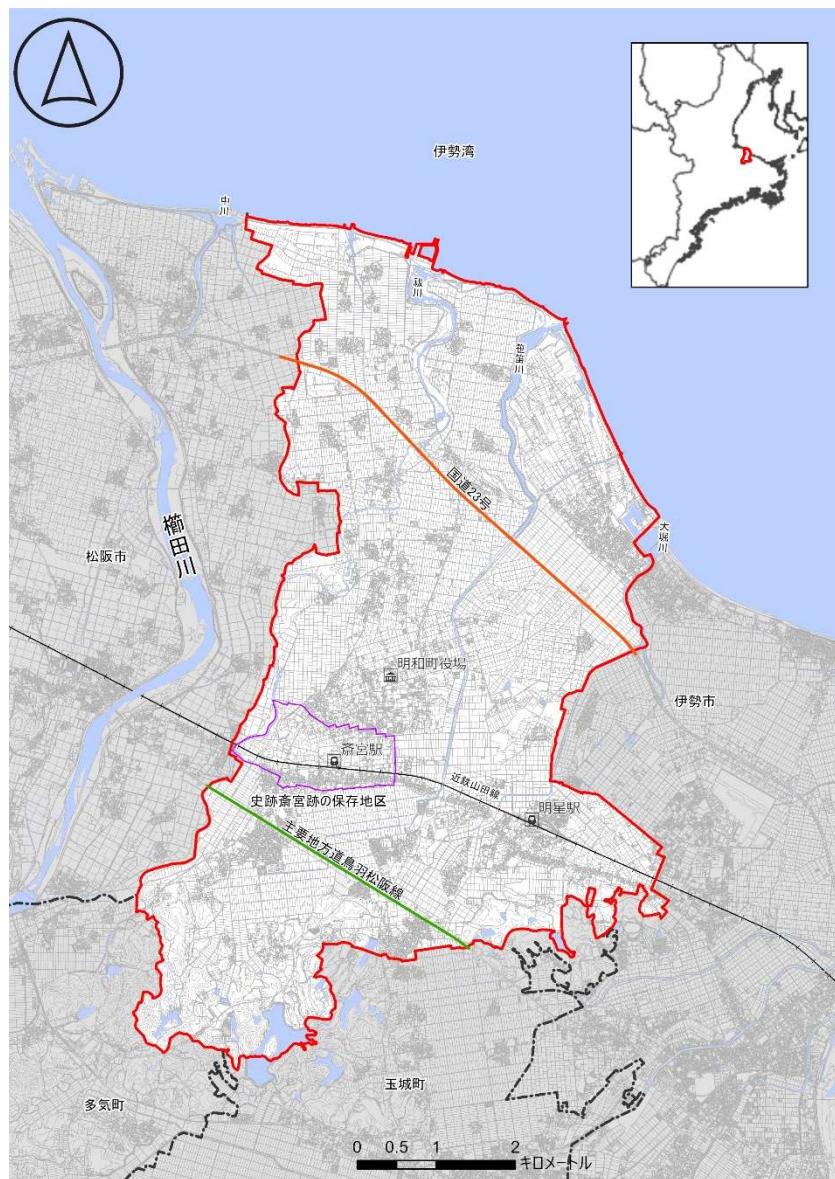


図 1-3 明和町の位置

(2) 沿革

明和町は伊勢神宮にゆかりのある土地で、その歴史は大変古く、7世紀後半、天武天皇の頃には伊勢神宮に仕えた斎王の暮らす地として斎宮ができ、中世に至るまでの間、三重県南部の産業・文化の中心地でした。

江戸時代には、斎宮村、竹川村、有爾中村、上野村、平尾村は「神領五箇村」とされ、伊勢神宮が直接支配する地域でした。その他の地域は、鳥羽藩、津藩、紀州藩など、多くの藩に分割して統治されていました。また、現在の町南部を通る伊勢街道は、お伊勢参りの人々で賑わい、当時は宿場町として、また伊勢平野の中心穀倉地帯として栄えました。

近代になると、明治22年（1889）の市町村制施行により、大淀村・下御糸村・上御糸村・斎宮村・明星村が成立しました。昭和30年（1955）には大淀町・下御糸村・上御糸村の3つの町村が合併して三和町に、斎宮村と明星村が合併して斎明村となりました。続く昭和33年（1958）にはこの2つの町村がさらに合併し、明和町が誕生しました。

また、近鉄線をはさんで南北約0.7km、東西約2kmの約137.1haに及ぶ国指定史跡「斎宮跡」があります（以下、国指定史跡斎宮跡については「史跡斎宮跡」という）。この「史跡斎宮跡」は、昭和54年（1979）3月27日に極めて貴重な文化遺産として国史跡に指定されました。



図1-4 平安の杜（史跡斎宮跡内）

1-3. 本計画との関連

本計画は、「都市再生特別措置法第81条」に基づき、都市全体の観点から、居住機能や医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスター・プランとして策定するもので、三重県が定める三重県都市計画基本方針及びこれに基づき策定される明和都市計画区域マスター・プラン等、明和町が定める「明和町総合計画」、「明和町都市計画マスター・プラン」、「明和町地域公共交通計画」、「明和町国土強靭化地域計画」等の計画関連と整合を図ります。

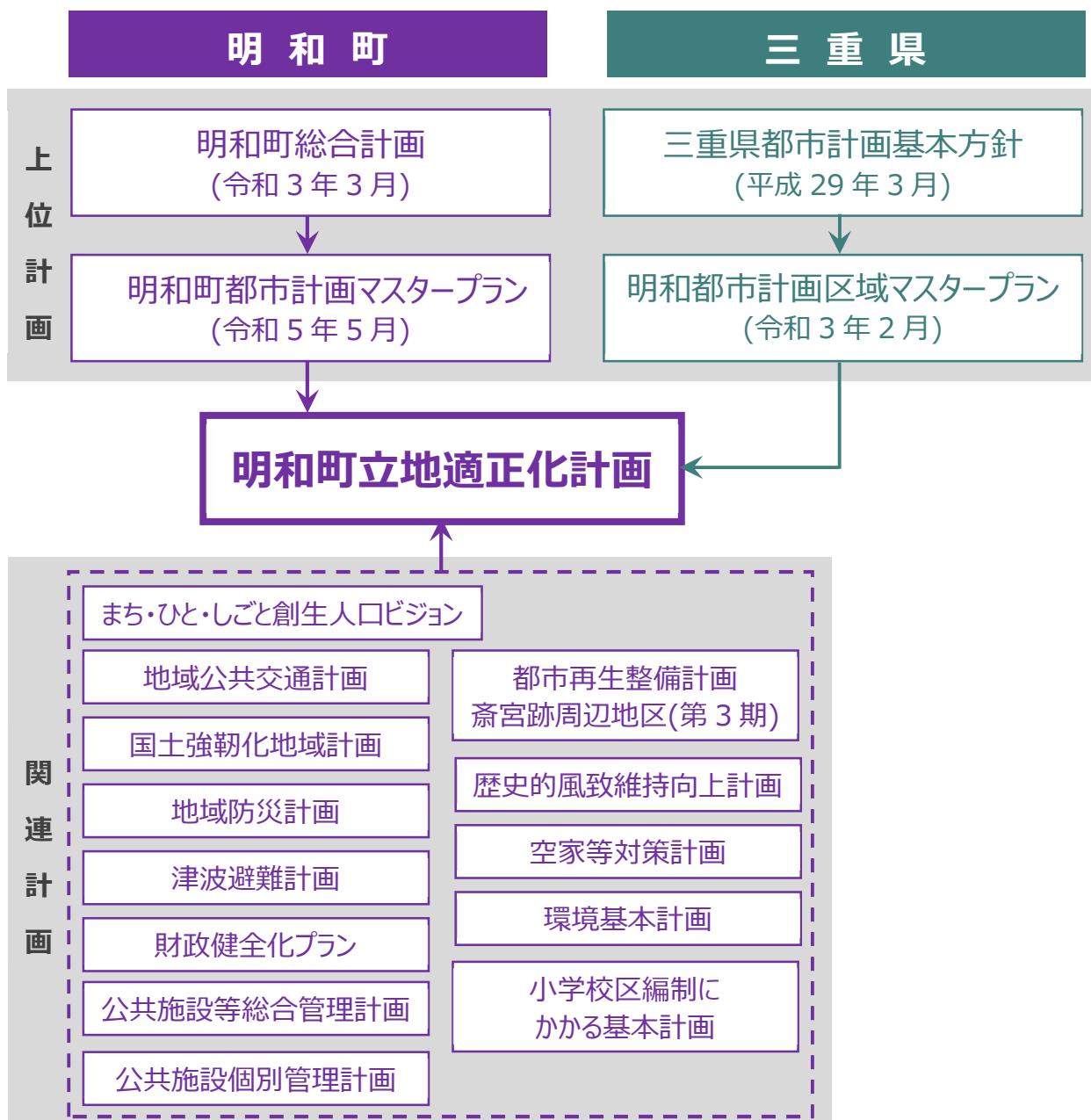


図1-5 本計画と上位関連計画等の位置づけ